

西宮市立中央病院診療情報の開示に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者等の求めに応じて、原則として診療情報を開示することにより、医療従事者と患者とが診療情報を共有し、もって相互の信頼関係を深め、質の高い医療の実現を目指すことを目的とする。

(開示する診療情報の範囲)

第2条 開示する診療情報は、次に掲げる情報で、病院が作成又は取得したものとする。

- (1) 診療録 (カルテ)
- (2) 看護記録
- (3) 処方内容
- (4) 検査記録
- (5) 検査結果報告書
- (6) エックス線写真等
- (7) 診療を目的として病院が作成または取得した記録

2 医療従事者は、患者に対し、第1項の診療情報を懇切丁寧に説明、提供するよう努めなければならない。

(診療情報の開示を申請できる者)

第3条 診療情報の開示を申請できる者 (以下「申請者」という。) は次のとおりとする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人が未成年者である場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 患者本人が被保佐人又は成年被後見人である場合は、保佐人又は成年後見人
- (4) 患者本人の閲覧が不可能又は著しく困難な状態にある場合は、本人から代理権を与えられた親族又はこれに準ずる者
- (5) 患者本人が死亡している場合は、2親等内の親族

2 法定代理人が請求する場合で、患者本人が満15歳以上のときは、患者本人の同意を必要とする。

(診療情報の開示の手続き)

第4条 申請者は、当院が定める「診療情報開示請求書」を病院事業管理者に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当人であることを証明する書類等を提示又は提出しなければならない。
- 3 申請者が法定代理人の場合は、法定代理人であることを証明する書類等を提示又は提出しなければならない。
- 4 申請者が患者本人又は法定代理人以外の場合は、患者本人との関係を表す書類を提示又は提出し、あわせて「委任状」を提出しなければならない。ただし、死亡した親族の診療情報の開示を請求する場合は、申請者が2親等内の親族であれば「委任状」は不要とする。
- 5 申請者は、事情により「委任状」が提出できない場合は、事情を記した「申立書」を提出

しなければならない。

- 6 申請者は、証明書類等を提示又は提出できない場合は、当院が関係機関に対し必要な調査を行うことについて同意し、当院が定める「同意書」を提出しなければならない。

(診療情報の非開示)

第5条 次に掲げる事由に該当するときは、診療情報を開示しないことができる。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念される時。
 - (2) 医療従事者と患者との信頼関係を損なう恐れがある時。
 - (3) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解が得られない時。
 - (4) 関係者の権利利益を損なう恐れがある時。
 - (5) 病院事業管理者が情報を開示することが明らかに不適切と判断した時。
- 2 前項により診療情報の全部又は一部を開示しないこととした場合は、申請者に対して文書よりその理由を示さなければならない。

(診療情報の提供の方法)

第6条 診療情報は、閲覧、写しの作成、朗読、視聴のいずれかの方法により開示する。なお、写しの作成にあたっては、申請者より作成に必要な費用を徴収する。

(診療情報の開示以外による説明)

第7条 主治医等は、患者から次に掲げる事項について説明を求められたときは、その説明に努めなければならない。

- (1) 現在の症状及び診断病名
 - (2) 予後
 - (3) 処置及び治療の方針
 - (4) 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - (5) 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
 - (6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- 2 患者が「知らないでいたい希望」を表明したときは、これを尊重するものとする。
- 3 第1項の場合において、前条の規定を準用する。

(診療情報の開示における検討)

第8条 診療情報の開示について疑義がある場合は、院内倫理・個人情報保護委員会において検討する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたり必要な事項は、病院事業管理者が定める。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。